宮労基協古発第５４号
令和８年７月２２日

会員事業場 御中

宮城労働基準協会 古川支部
支部長 田中 厚志
（公印省略）

50 名未満事業場対象『ストレスチェック制度の実施と活用セミナー』開催について

盛夏の候 貴事業場にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は当支部の事業運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただき大変ありがとうございます。

さて、労働安全衛生法改正により令和７年５月１４日公布で、**５０名未満事業場におけるストレスチェックの実施が義務化**されました。
業種や従業員規模等を問わずに全事業場が実施対象となり、施行は公布の日から政令で定める３年以内の日となっておりましたが、令和１０年４月施行が厚生労働省より公表となりました。

当協会が提携しております中央労働災害防止協会のストレスチェックには、一般事業場向けと小規模(労働者 50 名未満)事業場向けの２種類があります。

義務化施行までの期間が１年半となり、実施対象事業場は導入準備を始める必要があると判断し、基準協会の中でも、古川支部独自開催となるセミナーを下記の通り開催することとしましたので制度の内容を理解し、各事業場内での取組みに活用いただくためにも是非、受講いただきますよう下記の通りご案内申し上げます。

記

１．開催月日：**令和８年９月２８日（月）**９：３０～１２：００

※当支部における説明会開催は今回限りとなります

２．場　　所：大崎建設産業会館 ２階大会議室
大崎市古川旭４丁目３－２４
※駐車場は南隣のタカカツアリーナ大崎（古川市総合体育館駐車場）を利用ください

３．受講対象：事業場の経営層、人事労務・安全衛生・健康管理担当部門の管理者・実務担当者

４．内　　容：①行政説明・・・講師：古川労働基準監督署 署長 金田 和彦 様

②「労働安全衛生法改正 ストレスチェックが義務化に！～職場ですすめるメンタルヘルス対策～」
・・・講師：中央労働災害防止協会 健康快適推進部 主席参事 水沼 今日子 様

〔ストレスチェック制度に取組む意義〕

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要であり、ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約３ケ月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営にもつながります。

このような視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置づけ、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

【ストレスチェックを実施するメリット】

１．早期発見：ストレスが高い状態を事前に把握し、健康リスクを未然に防げます。

２．職場環境の改善：職場の課題が可視化され、働きやすい職場環境づくりに役立ちます。

３．離職率の低下など：働く人の離職率の低下や働くことへの満足度の向上等に繋がります。

４．費用対効果：実施した事業場からは「効率的に課題を解決できる等、費用対効果が実感できた」という声が聞かれています。

【よくあるご心配等】

１．費用の負担：会員価格の割引があります。

２．導入の手間：簡単に始められるシンプルな方法をご案内し、受験を支援いたします。

３．情報の取扱：受験時のプライバシーを徹底的に守る管理体制を整えています。

【事例紹介】 実際にストレスチェックを導入した小規模事業場では・・・

１．働く人のモチベーションがアップ！

２．職場のコミュニケーションが改善！

３．経営者が安心して業務に集中できるようになった！

■ストレスチェックは単なる義務ではなく、**職場の健康づくりと組織の活性化**につながる重要な取組みです。

5．受 講 料：無料

6．定 員 数：８０名（先着順で定員になり次第受付終了）

7．申込方法：別紙の参加申込書へ必要事項を記載のうえ、（公社）宮城労働基準協会古川支部へ mail または FAX にて、**9月１０日(木)までに申込み**ください

以 上

50 名未満事業場対象

『ストレスチェック制度の実施と活用セミナー』 参加申込書

宮城労働基準協会 古川支部 行き

締 切 日：9月１０日(木)必着
申込方法：下記の mail アドレス
または FAX へ送信

事業場名	
所 在 地	
ＴＥＬ	
ＦＡＸ	
連絡担当者部署名	
連絡担当者氏名	

【参加者】１社あたり２名までの限定

所属部署名	役職名	参加者氏名

＜申込み先＞

〒989-6117
大崎市古川旭４丁目３－２４
大崎建設産業会館 ３階
公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部
mail：furukawa@rouki.or.jp
ＴＥＬ：０２２９－２３－２２５７
ＦＡＸ ：０２２９－２３－２２５９